

2021年1月15日

取引先各位

JA三井リース株式会社

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症に関する対応について

当社は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発出を受け、政府および各自治体の要請を踏まえ、対象地域における拠点、グループ会社において、在宅勤務による出社人数抑制等の感染拡大防止に向けた対応を行っております。

また、社員にて感染者が判明した場合は、所管保健所等の関係機関へ報告、その指導の下、感染者の隔離・治療、行動履歴の確認、濃厚接触者の特定および接触先への連絡等、適時適切な措置や情報公開を実施してまいります。

取引先の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解をお願い申し上げます。

以上

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 経営企画部 広報IR室 電話:03-6775-3002</p>
--